

「森林保健学会誌」投稿規定

1. 投稿資格および投稿種目

- ・投稿（筆頭者）は日本森林保健学会員に限る。ただし、筆頭者以外の共同著者には非会員を含むことができる。なお、招待論文についてはこの限りではない。
- ・原稿の種類は「論文」「報告」「速報」とし、著者が選択する。「論文」とは独創的かつ学術的に価値ある結論あるいは事実を含むもので、未発表のものに限る。「報告」とは、学術的な資料等の報告を指す。「速報」とは論文に準じ、新しい研究方法や測定機器などの紹介、予報的または速報的な内容を持つもの、および既成の知見を確認する内容を持つものとする。

2. 用語および制限ページ数

- ・原稿は和文、英文、独文、中文とする。和文以外は、その言語を母国語とする者等の校閲をあらかじめ受けたものとする。和文原稿ではタイトルおよび著者名（所属）に英語、独語、中国語のいずれかの訳をつける。
- ・制限ページ数は、特にもうけない。
- ・「論文」には和文および外国語の要旨をつける。「速報」では外国語要旨は任意とする。
- ・「論文」における図表などの表題，説明文は和文と外国語を併記する。「速報」ではその併記は任意とする。

3. 論文原稿の審査

- ・論文原稿は，別に定める審査要領に基づき，編集委員会が決定した審査者の審査を受ける。
- ・原稿は投稿規定および執筆要領の各項を満たしたものとし，必要事項を書き込んだ投稿連絡表およびチェックリストを添付すること。

4. 原稿提出

- ・原稿提出に際しては，正本とともに「論文」は鮮明なコピーを2部，その他の原稿ではコピーを1部必ず提出すること。なお，不測の事態にそなえ，各人コピーを手元に保管しておくこと。
- ・審査は原則として2回までとし，指定された期日までに修正稿の提出すること。提出されなかった場合は，取り下げ扱いとする。
- ・論文等の提出を取り下げる場合は，その旨を編集委員会に連絡すること。
- ・掲載決定（審査終了）通知後，原稿および図表を入力した電子ファイルを提出すること。

5. 著者校正

- ・著者校正は初校に限り，誤植の訂正等にとどめること。

6. 別刷の購入義務

- ・著者は，最低100部の別刷を，所定の価格で購入すること。別刷り等の価格については別途示す。

7. 著作権

- ・森林保健学会誌に掲載された著作物の**著作権は**，日本森林保健学会に帰属する。

2013年6月22日 制定

2013年6月22日 施行